

国民健康保険料を

15% (平均) 引き上げます

昭和四十七年度の国保料を、前年に比べて15%引き上げることにになりました。

国保事業は、ご承知のように被保険者である皆さんが納める「国保料」と国からの「補助金」で、皆さんがかかった医療費を賄う特別会計事業ですが、別掲のグラフのように、医療費の支払いは、年々増加しています。特に本年度は、二月から実施された診療報酬の一三・七%引き上げや、老人医療費の無料化にともなう受診率の増加などにより、国保で支払う医療費が大幅に増額となること予想され

**市費繰り入れで
引き上げ率を最低限に**

今年度見込まれる医療費の支払に必要額を、そのまま保険料の引き上げ額とすると、前年に比して約一八%の引き上げが必要となりますが、これでは、被保険者の皆さんの負担が重くなることを考え、市は、引き上げ率を一五%におさえ、不足分は一般会計からの繰入金で補う

こととしました。
**賦課限度額は
10万円に**

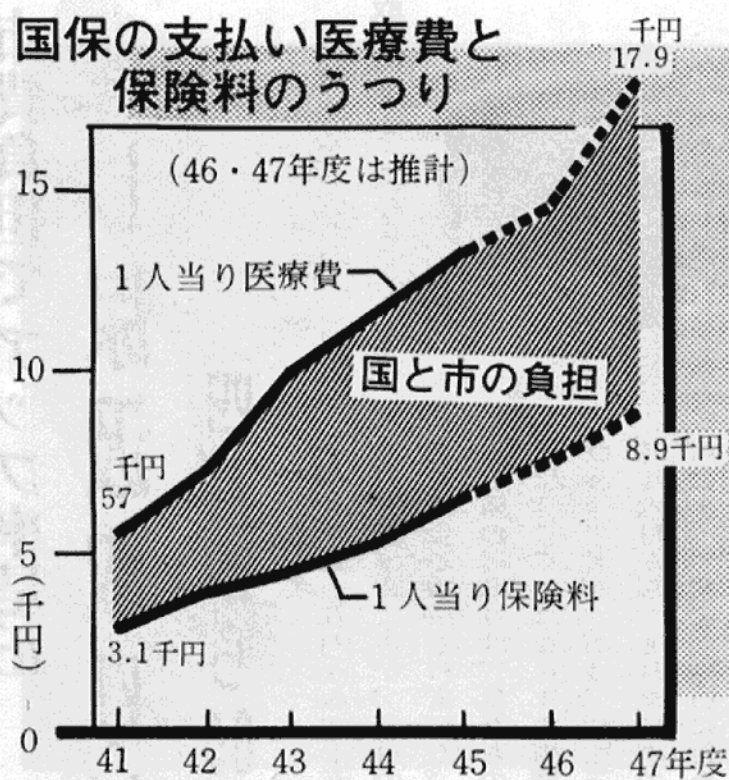
これまで、八万円だった保険料の最高限度額を、保険料の引き上げに伴い、所得に応じた保険料を負担していただく立前から、十万円に引き上げることになりました。

をご理解いただき、いっそうのご協力をお願いいたします。
**育児手当金を倍額に
葬祭費も増額**

日光市国保では、被保険者に対する給付の改善として、四月一日から次のように支給額の引き上げを行います。

- 育児手当金(被保険者が出産したとき育児手当として支給するもの)
千二百円を二千四百円に
- 葬祭費(被保険者が死亡したとき、その世帯主に対し支給するもの)
二千円を三千円に

国保の支払い医療費と 保険料のうつり



低所得者の 乳児医療費を 1歳未満 無料に 4月1日から実施

乳児の医療費の一部を、その保護者に助成することにより、

医療費の直接の出費をなくして病気の早期発見と治療を促進し乳児の健康を守るため、「日光市乳児医療費助成に関する条例」が、三月の市議会で議決され、四月一日から施行されました。

助成を受けられるかは……

①国保や各種の社会保険に入っていて②市内に住所を有する③一歳未満の乳児の保護者である④次の要件に当てはまるかた。

ただし、保護者が二人の場合、二人とも次の要件に当てはまらなければなりません。

(1)対象乳児が出生した年の前年の所得(一月一日から五月末日までの間)に対象乳児

観光施設管理公社の 職員を募集しています

子で、雇用期間は十一月末まで。給与は日給です。

■申し込み
四月十五日までに、市役所内「財団法人日光市観光施設管理公社事務局」へ申し込んでください。(電話 一一一一)

▽運転手 二名(普通免許以上所有する者)
▽清掃手 三名(健康で作業に従事できる者)
※給与 いずれも年齢・経験年数を考慮して決めますが、手当の支給もありません。

▽駐車場係(臨時) 二名
※二十五歳までの女

が出生した場合はその前々年の所得)に、所得税が課せられていない者。

(2)火災や風水害などを受け、その年の所得に、所得税が課せられないと認められた者。

助成の内容は……

対象乳児の医療費として支払った、保険の一部負担金の全額を助成します。

ただし、保険組合で負担の一部を還付する「付加給付」があるときは、その額は除きます。

助成を受けるには……

▽資格登録が必要ですが
助成を受けるには、まず保健衛生課に資格登録申請を行ない「受給資格証」の交付を受けなければなりません。

今月の納税
固定資産税 第1期
都市計画税
《5月1日まで》